

船舶事故調査報告書

平成30年3月7日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成29年8月30日 05時50分ごろ
発生場所	長崎県平戸市の山大島北西方沖 的山大島長崎鼻灯台から真方位311°4.5海里（M）付近 （概位 北緯33°33.5′ 東経129°29.3′）
事故の概要	漁船第二十八吉浦丸（網船）は、漁船耕洋丸（運搬船）から乗組員を移乗させる際、乗組員が両船に挟まれて負傷した。
事故調査の経過	平成29年9月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第二十八吉浦丸、14トン NS2-17080（漁船登録番号）、カネイヨシウラ株式会社 14.66m（Lr）×4.76m×1.73m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、平成4年3月3日 B 漁船 耕洋丸、14トン NS2-13616（漁船登録番号）、個人所有 16.30m（Lr）×3.61m×1.38m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数160、昭和60年12月16日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成1年4月27日 免許証交付日 平成25年10月22日 （平成31年4月26日まで有効） 甲板員A 男性 63歳 操縦免許 なし
死傷者等	重傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風速 約7～8m/s、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1.5m 日出時刻：05時54分ごろ

事故の経過

A船は、中型まき網船団の網船であり、船長A及び甲板員Aほか7人が乗り組み、また、B船は、同船団の運搬船であり、船長ほか1人が乗り組んでいた。

A船は、的山大島北西方沖の漁場で投網した後、右舷舷縁上部に設置されたサイドローラで揚網を開始した。

A船は、A船の右舷にB船の右舷を平行に接近させて漁獲物の取り入れの準備を始め、B船での魚の積込み作業を手伝う目的で甲板員Aを含むA船の甲板員4人がB船に移乗した。

船長Aは、B船での作業を終えたA船の甲板員がA船に飛び移って来られるように、B船の右舷船首部のたつに結んだロープをA船の右舷中央部のキャプスタン（以下「巻きローラ」という。）で巻き締めてA船の右舷中央部とB船の右舷船首部を接近させ、両船の状況を見ながらB船の右舷側舷縁がA船の右舷側舷縁より高くなったタイミングで甲板員に飛び移るよう声を掛け、3人をA船に戻した。（図1参照）

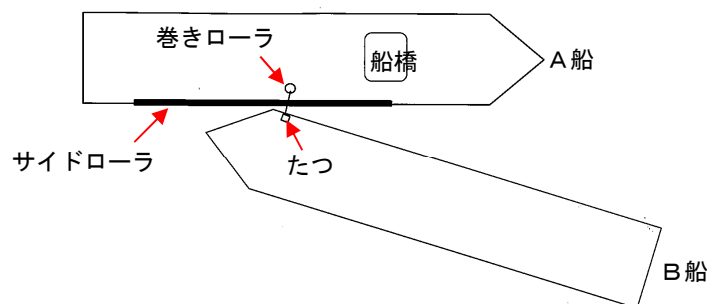


図1 A船とB船の接近状況

船長Aは、甲板員Aの運動能力を考慮し、少し波もあったので、両船が接触しない程度にまで間隔を詰めて両船の状況を見ながら甲板員Aに飛び移るよう声を掛けた。

甲板員Aは、B船の右舷船首部たつの舷縁の船首側に乗り、両船の状況を見てタイミングを計って飛び移り、A船の巻きローラ付近のサイドローラに片足を乗せようとしたところ、波によりA船が沈み込んで足が宙に浮き、足を踏み外して落水しそうになったところを船長AにカップをつかまれてA船の舷外にぶら下がる状態となった。

甲板員Aは、船長Aが、右手で巻きローラのロープが解けないように握り、左手で甲板員AのカップをつかんでA船に引き揚げようとしたところ、平成29年8月30日05時50分ごろ波により動揺していたA船の右舷中央部外板とB船の右舷船首部外板とに頭部を挟まれた。

A船は、船長Aが、甲板員AをA船に引き上げて118番通報したのち的山大島の警察を通じて救急車の手配を要請し、同島に向かった。

甲板員Aは、船長Aがチャーターした高速船で的山大島から平戸市

	<p>平戸島の病院に搬送されて応急処置が施された後、長崎県佐世保市の病院に搬送され、右眼窩骨折、鼻骨骨折、前頭骨骨折等と診断されて入院した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 A船、写真2 A船のサイドローラ及び巻きローラ、写真3 B船 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、約4年前にA船に乗り組み始めたときからB船へ移乗していた。</p> <p>船長Aは、ふだんA船の右舷中央部とB船の右舷船首部を接近させる際、防舷材を使用していなかった。</p> <p>船長Aは、甲板員がB船からA船に飛び移る際には声を掛けていたが、移乗した甲板員は全員飛び移ることに慣れており、実際に飛び移るタイミングは各自の判断に任せていた。</p> <p>船長Aは、落水しそうになっている甲板員Aを引き揚げることに意識を向けており、両船が波により動揺して甲板員Aの頭部が両船体に挟まれる可能性があることに思い至らなかったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、カップの上下を着用して長靴を履いており、ヘルメット及び救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>A船は、的山大島北西方沖で操業中、B船の右舷船首部とA船の右舷中央部を結んだロープを巻き締め、B船をA船に引き寄せて甲板員をA船に移乗させる際、甲板員Aが、A船のサイドローラから足を踏み外したことから、船長AにカップをつかまれてA船の舷外にぶら下がった状態となり、波による両船体の動揺によりA船の右舷中央部外板とB船の右舷船首部外板とに頭部を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、A船とB船の状況を見ながらB船の右舷側舷縁がA船の右舷側舷縁より高くなったタイミングを計って飛び移り、A船の巻きローラ付近のサイドローラに片足を乗せようとしたところ、波によりA船が沈み込んで足が宙に浮いたことから、足を踏み外して落水しそうになり、船長AにカップをつかまれてA船の舷外にぶら下がる状態となったものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、船長AがA船とB船の状況を見てA船に飛び移るタイミングを計って声を掛けていたが、実際のタイミングは移乗者に任せていたこと、及び3人の甲板員が同じ状況下でA船に移乗していることから、A船に飛び移るタイミングを誤った可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、B船をA船に引き寄せて移乗させる際、防舷材を使用し</p>

	<p>て両船を接舷することで甲板員Aの落下を防ぐことができた可能性があると考えられる。</p> <p>船長Aは、甲板員Aにヘルメットを着用させることで負傷を軽減させることができた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、A船が、的山大島北西方沖で操業中、B船の右舷船首部とA船の右舷中央部を結んだロープを巻き締め、B船をA船に引き寄せて甲板員をA船に移乗させる際、甲板員Aが、A船のサイドローラから足を踏み外したため、船長AにカップをつかまれてA船の舷外にぶら下がった状態となり、波による両船体の動揺でA船の右舷中央部外板とB船の右舷船首部外板とに頭部を挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2船間を接近させて乗組員を移乗させる場合は、防舷材を用いて両船をしっかりと接舷させること。 ・ 操業中は、救命胴衣を着用すること。また、ヘルメットを着用することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

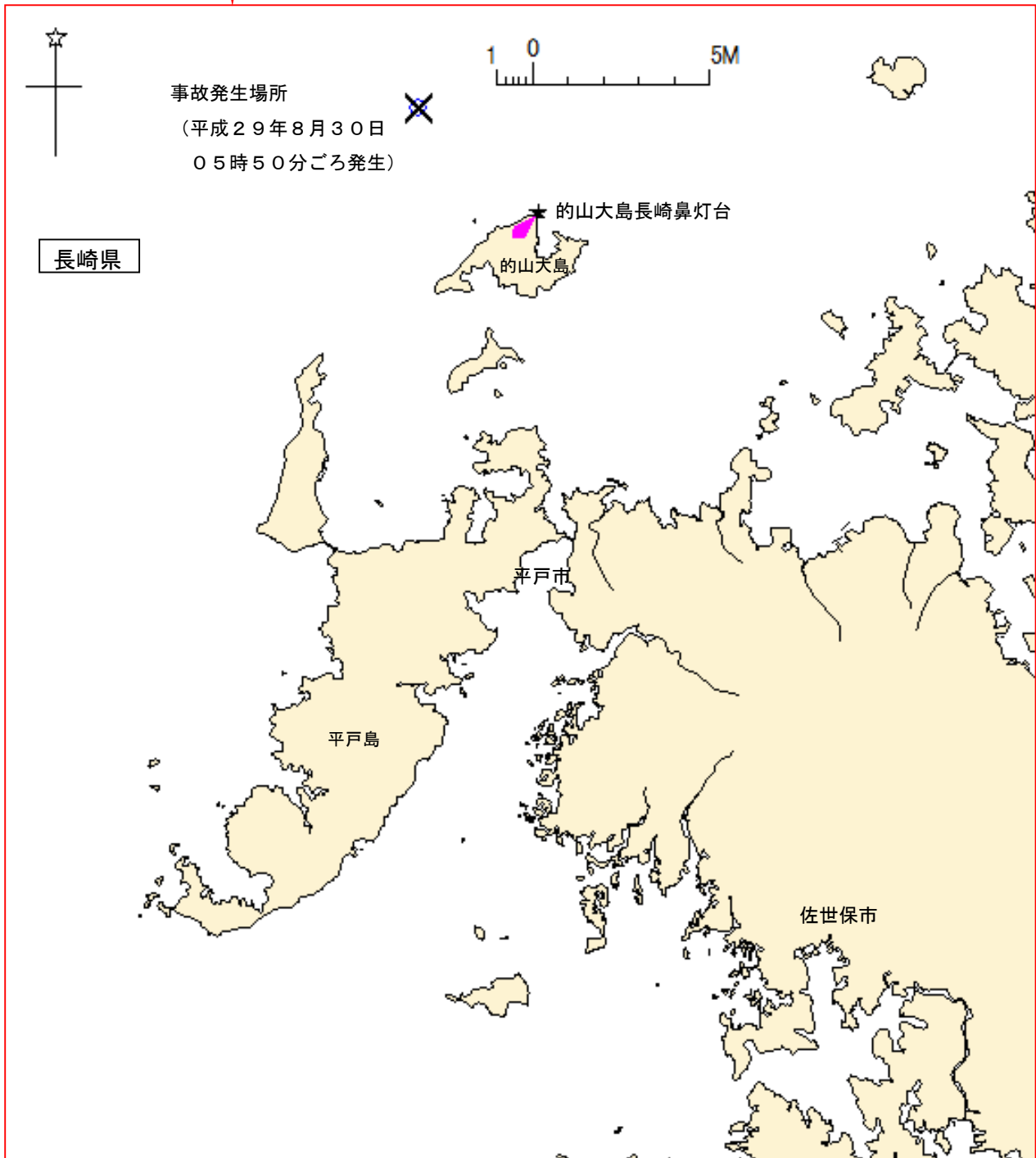
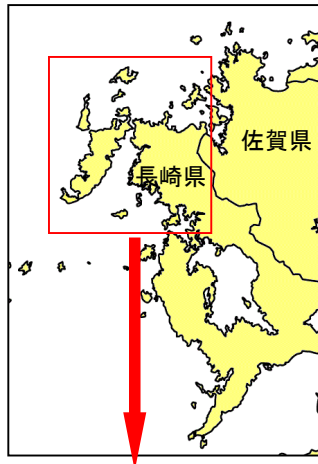


写真1 A船



写真2 A船のサイドローラ及び巻きローラ



写真3 B船

